

深谷市手をつなぐ親の会 通信

ホームページ <http://www.lets-happy.net/tewotunagu/homepage.htm>

平成 19 年 2 月 1 日発行 第 11 号

編集・発行 梶山 實

電話・FAX 048-572-2863

「やまびこ互助会」が 4 月 1 日から A I U 保険会社の「生活サポート総合補償制度(新保険)」に切り替わります。この関連を特集として発行しました。(別紙 パンフレット)

この機会に「手をつなぐ親の会」に加入され、障害者の万一の出来事に補償を受けて下さい。

「やまびこ互助会」と「生活サポート総合補償制度」の違いを簡単に紹介します。

1. 会の名称が変わります(新しい保険の受け皿(団体割引)となる団体としての名称)

やまびこ互助会 埼玉県知的障害児者生活サポート協会・・・となります。

2. 補償内容が一部変更になり、年会費の掛金も変わります。

(1) 年会費 17,000 円(従来は、18,000 円、特例 12,000 円と 24,000 円がありました)に一本化。

(2) 補償内容は添付パンフレットを参照、やまびこ互助会との大きな相違は以下の通りです。()内は従来。

入院給付金の支給対象日が 4 日目から(2 日) 半日介護は 1 日扱い(半日あり) 差額ベッド費用は発生すれば 1 日 3,000 円限度(2,000 円)、加入待機期間 30 日(3 ヶ月)但し、やまびこ継続加入者は 0 日。

死亡弔慰金・後遺障害見舞金は、事故による死亡 300 万円は変わらないが、
病気死亡は 3 万円(10 万円)となる。

特定感染症給付金補償(従来あり)がなくなりました。

第三者損害賠償金は、最高限度額 5,000 万円は変わりません。



3. 加入者条件が変わります

対象者は知的障害者・自閉症児者に限る・・・既往症の自己申告なしにより、**親の会加入者に限定**する。

契約者は保護者が後見人となる。(基本的には本人契約はありません)

年会費の支払いは初年度のみ現金支払い、次年度から口座振替となる。

但し、加入申込時に振替手続きをする。(口座振替のハンコと契約のハンコは同一のものとする)

やまびこ互助会「平成 17 年度給付実績」

平成 17 年度約 5300 人の会員が利用した給付実績です。深谷も利用しており「助かった！」声を聞きます。

1. 入院臨時費用 1,235 千円 (247 件)	4. 介護半日 3,744 千円 (624 日)	7. 死亡・後遺障害 2,100 千円 (3 件)
2. 入院 3,340 千円 (3340 日)	5. 差額ベッド 2,458 千円 (1229 日)	8. 傷害 1,862 千円 (64 件)
3. 介護 1 日 6,528 千円 (816 日)	6. 死亡弔慰金 1,900 千円 (19 件)	9. 第三者傷害 11,009 千円 (274 件)
1～6 合計 19,205 千円(互助会支払)、7～9 合計 14,971 千円(AIU支払) 総計 34,176 千円		

現在「やまびこ互助会」加入者の扱い

- 「やまびこ互助会」脱退として、新保険に加入出来ます。
現在の保険料の半額(4/1～9/30 分)を会員に返却します。
返却額 9,000 円(特例扱いの方は 6,000 円)
- 継続して新保険加入者は平成 19 年度の年会費を互助会負担。
互助会解散に伴う余剰金で**加入者は 17,000 円が無料**。
- 新保険の加入申込手続きを新規加入者と同一でお願いします。
申込加入書提出と共に保険会社の補償内容説明会に出席。
補償内容の説明は保険会社が行う(法律で義務付けです)。

配布物と今後のスケジュール

- 配布物 新保険パンフレット(コピー)
(正規版は申込書と合せて配布)
- 申込手続きと説明会・・・2 月下旬
(別途申込手續資料配布時に連絡)
- 返却額の返金は申込手続き時に
受領書と引換えにお支払いします。
- 新規加入希望者は事務局に連絡下さい。
資料を送付します。